

BLUE RETURN

青色申告

2025・2026

12・1

Vol.841

4ページ

令和7年分決算準備のポイント

7ページ

所得税等の申告書が変わります

8ページ

令和7年分の年末調整に
ご注意ください

ID・パスワードの
新規発行停止について

9ページ

福島県連 70周年記念式典を開催

10ページ

ブルーリターンA2026

11ページ

青色申告会のWeb広告を実施

今月の表紙

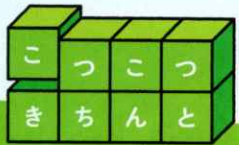
冬の庄川峡

(富山県砺波市)



BESTパートナー
大樹生命
日本生命グループ®
つなぐ～信頼を上げ、未来を拓く～

こつこつきちんと あなたのため こつこつきちんと みんなのため
こつこつきちんと 地球のため こつこつきちんと 明日のため
こつこつ愛して こつこつ生きてるあなたを、
わたしたち大樹生命も、こつこつきちんと 応援します。



大樹生命保険株式会社
〒135-8222 東京都江東区青海 1-1-20 <https://www.taiju-life.co.jp/>

元気な毎日を青色申告会が支えます

ケガ に備えて安心を

全青色傷害

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
[傷害補償特約付]

ケガによる死亡・後遺障害・
入院・通院・手術・
日常生活における賠償を補償。

掛金 (保険料等) は1口あたり
(年令に応じて最高3口まで加入できます)

1ヵ月あたり **1,250円**

病気 に備えて安心を

疾病入院補償

団体総合生活補償保険 (MS&AD型)
[疾病補償特約付]

疾病による入院・手術・
放射線治療を補償。
日帰りでの入院・手術も対象。

掛金 (保険料等) は年令により

1ヵ月あたり **460円～3,740円**



お申し込み、お問い合わせはご所属の青色申告会へ
(一部取り扱いをしていない会があります。)

引受保険会社 **MS&AD** 三井住友海上火災保険株式会社

代理店・扱者 株式会社ゼンアオイロ 東京都千代田区神田駿河台 2-9 TEL 03-3294-2301



一般社団法人全国青色申告会総連合

※この広告は保険の概要をご説明したものです。詳しくは専用のパンフレットをご覧ください。

B24-901086 承認年月：2024年10月

新年のご挨拶

令和八年の年頭にあたり、謹んでご挨拶を申し上げます。

昨年は多くの自然災害が発生し、各地に大きな被害をもたらしました。被災された皆様に衷心よりお見舞い申し上げます。一日も早い復旧と復興を祈念いたします。さて、わが国は本格的な人口減少時代を迎え、デフレ経済から脱却して成長と分配の好循環を実現する経済へ移行し、経済成長と財政再建の両立が求められています。しかし、それにもない物価高や人手不足、後継者難などが生じ、小規模・零細な個人事業者には大変厳しい経営環境が続いています。

また、働き方に公平・中立な税制や持続可能な社会保障制度を再構築する取り組みが進められています。青色申告会は、個人事業主の勤労性を認めた青色事業主勤労所得控除制度の早期創設など、個人事業の継続と発展に資する制度の確立に向けて、これまで以上の要望運動を展開してまいります。



個人事業者の高齢化と後継者不足により廃業が進み、会員数が減少しています。会勢拡大は組織運営の喫緊

の課題であり、インターネットを活用した広報活動や他団体との連携などに取り組み、多くの地域で会員が増え、会活動の隆盛が実現するよう努めてまいります。また、全国組織の強みを生かした共同購入の仕組みを前進させ、各会の組織運営の後押しをしてまいります。

納税者の利便性の向上と課税・徴収事務の効率化などを目的とする税務行政のデジタルトランスフォーメーションでは、事業者に対し取引から事務処理までの一貫したシステムの導入などのデジタル化が求められています。令和9年分所得税からは、電子取引データを一定の要件を満たして送受信・保存する場合が、青色申告特別控除65万円の要件の選択肢に加えられる予定です。記帳を含む事務負担の軽減を図ることは、個人事業者においても重要な課題です。会計ソフト「ブルーリターンA」は、令和7年11月よりスタートした会計データお預かりサービスなどを活用して、利用者の利便性向上と各会の指導・相談環境改善に貢献してまいります。

皆様方のご健康と事業のご繁栄、そして本年が皆様にとって実りある素晴らしい一年となりますよう心より祈念申し上げます。新年のご挨拶とさせていただきます。

一般社団法人全国青色申告会総連合

会長 伊藤 升吾



令和7年分 決算準備のポイント

令和7年分の決算に向けて準備をすすめましょう。パソコン会計でも手書き帳簿でも基本は同じです。

記帳のモレや誤りがないかを確認する

1年間の記帳内容を確認します。記帳のモレや誤りがあれば、記帳の追加や修正をおこないます。

※1 確認方法として、①取引相手から交付された領収書などの取引書類と突き合わせる、②預貯金通帳の残高や請求書に記載された買掛金残高などその時点の帳簿残高を突き合わせる、③各月や1年間の取引金額を集計して例年とくらべて妥当であるかをみるなどの方法があります。

※2 現金の帳簿残高と手元あり高の突き合わせは、入出金の記帳のたびにおこないます。現金は、帳簿残高がマイナスになることはありません。

消費税の課税事業者の方は、申告方法（一般課税・簡易課税・2割特例）に適した消費税の記帳（税率に応じた区分経理や課税区分など）をしているかも確認します。

※3 一般課税で申告する場合は、インボイス発行事業者以外からの仕入や経費の把握も必要です。

棚卸表を作り、売上原価などを計算する

令和7年の経費になる「商品など」の売上原価や「消耗品など」の消耗品費は、図表1のとおり、1年間の仕入高や購入高に年初と年末の棚卸高を加減して計算します。

※4 「商品など」は商品・製品・半製品・仕掛品・原材料・副産物・仕損じ品・作業くず、「消耗品など」は事

務用品などの消耗品、未使用の包装材料、使用可能期間が1年未満が取得価額が10万円未満の工具・器具・備品などの資産で未使用のものです。

年初の棚卸高は前年末の棚卸高です。年末の棚卸高は種類・品質・型などに分けて実地に棚卸しをし、それぞれの12月31日現在の棚卸高（棚卸数量×単価）を棚卸表にまとめて集計します。

※5 実地棚卸しを12月31日の前後にする場合は、実施日と12月31日との間の取引などから12月31日現在の在庫数量を計算します。なお、商品有高帳を作つて日々の受け払いを記録し、毎年一定の時期に実地棚卸しをして内容を確認している場合は、年末の棚卸しを省略して商品有高帳の期末残高を在庫数量とすることができます。

※6 消耗品のうち、毎年おおむね一定数量を買つて経常的に使い、年末の棚卸数量が通常の年にくらべてくへに増えていないものは、継続的な適用を前提として、棚卸しを省略してその年の購入高を経費にすることができます。

棚卸高の単価は、年の最後の仕入（取得）のときの単価とする最終仕入原価法で計算します。災害でいちじるしく損傷したり、棚ざらしや流行遅れなどでいちじるしく陳腐化したりして、通常の価額で販売できないものや通常の方法で使えないものは、12月31日現在の処分可能価額とすることもできます。

※7 棚卸資産の評価は、あらかじめ税務署へ評価方法（先入先出法や総平均法、売価還元法、低価法など）を届け出ているときはその方法、届け出していないときは最終仕入原価法で計算します。

図表1 棚卸資産の必要経費算入額の計算

◎商品など	
売上原価	= 年初の棚卸高 + 年間の仕入高 - 年末の棚卸高
◎消耗品など	
消耗品費	= 年初の棚卸高 + 年間の購入高 - 年末の棚卸高

本年分の収入や経費を計上する

令和7年分の収入とするべき金額や収入を得るために直接かかった経費の金額を計上します。主なものは次のとおりです。

① 売掛金、買掛金、未払金の計上

商品やサービスなどが引き渡されて代金
が確定しているのに、年末までに代金の受
け取りや支払いを終わっていないために記帳
していない売上や仕入、経費があれば、本
年分の取引として記帳します。その未精算
の金額が売掛金、買掛金、未払金です。

② 前受金、前払金の計上

代金の受け取りや支払いを終わって記帳し
てある収入や経費のうち、商品やサービス
などが引き渡されていない部分の金額、来
年以降に対応する前受した金額（前受賃貸
料など）や前払いした金額（前払保険料な
ど）があれば、本年分の収入や経費から除
きます。その金額が前受金、前払金です。

③ 自家消費の計上

商品などの棚卸資産を業務や家事に使う
自家消費は、収入に計上します。原則は、
その商品の通常の販売価額を収入金額とし
ますが、「通常の販売価額の70%」と仕入
金額のいずれか大きい方の金額を収入金額
とすることもできます。業務に使ったとき
は同額を該当する経費に計上します。

④ 家事関連費のあん分

店舗や事業所を併用する住宅の賃借料や
水道光熱費、車両関係費など、業務と家事
の両方にかかわる支出である家事関連費は、

取引記録などにもとづき、業務に直接必要
なことが明らかにできる部分の金額を経費
にすることができます。面積、時間、量、
距離などの適切な基準によって家事分を計
算（家事あん分）して、経費から除きます。

※8 家事あん分は、家事関連費を支出するつどあん分
する方法と、決算で1年分の家事関連費を一括し
てあん分する方法があります。

⑤ 修繕費と資本的支出の計上

業務に使う固定資産などの通常の維持管
理や修理のための修繕費は経費になります。
しかし、修理や改良などにより資産の使用
可能期間が延びたり、価値が増したりした
ときは、その支出した金額を資本的支出と
します。その場合は、資本的支出をした資
産と種類および耐用年数が同じ減価償却資
産をあらたに取得したものとみなして、減
価償却費を計上します。

※9 資本的支出になる修繕であっても、ひとつの資産
に支出した金額が年間20万円未満のとき、おおよ
ね3年以内の周期でおこなう修繕のときなどは、
修繕費にしても差し支えありません。

⑥ 減価償却資産の売却

車両運搬具や器具・備品などの減価償却
資産の売却代金は、左の※10の場合を除い
て、譲渡所得の収入金額になります。

※10 少額な減価償却資産（取得価額が10万円未満のも
のや使用可能期間が1年未満のもの）、一括償却資
産（図表2参照）としたものなどの売却代金は、
事業所得などの収入金額になります。

※11 年の途中で譲渡した減価償却資産のその年の減価
償却費は、譲渡所得で取得費として控除するか、
事業所得などの経費にすることができます。

⑦ 減価償却資産の取得

本年中に取得した使用可能期間が1年未

満の減価償却資産は、取得価額をその年の経費（消耗品費や雑費、備品費など）にできます。使用可能期間が1年以上の減価償却資産は、**図表2**のとおり、取得価額に応じて取り扱います。

※12 取得価額は、資産の本体価格に加えて、使い始めるまでにかかった費用を含めます。自動車の購入であれば、納車費用や自動車取得税などの一時的な支出は取得価額です。自動車税や保険料など定期的な支出はその年分を租税公課や支払保険料などの経費に、リサイクル預託金は将来の費用の前払い分で資産にします。中古の自動車を取得した際に、前所有者が支払った自動車税の未経過分を支払う場合、その金額は取得価額に含めます。

⑧ 貸倒損失

売掛金や未収金、貸付金、前渡金など事業を遂行する上で生じた債権が、倒産などで相手先が支払い能力を失ったために回収

不能となった場合は、その金額を回収不能となった年の貸倒損失として経費にします。

※13 将来の事業上の債権の貸倒れによる損失に備えるために、一定の金額以下の金額を貸倒引当金に繰り入れることができます。

⑨ 事業上の損害や損失の処理

災害などで事業用の棚卸資産、建物・機械・装置・器具・備品などの固定資産などが滅失や損壊したとき、それらの資産を取り壊したり、廃棄したりしたときは、取り壊しやかたづけの費用などを含めて、その損失額をその年分の経費とします。

※14 被災したときの税務上の取り扱いについて、詳しくは国税庁のホームページ（下の二次元コード）または最寄りの税務署でご確認ください。



他者が原因で、店舗が壊れたり、棚卸資産などに損失が生じたりしたときは、受け取った保険金や損害賠償金、休業などによる収益減の補償として受け取る補償金などを、収入（区分はその他の収入）に計上します。そして、その損害による支出（修繕費、廃棄費用など）や補てんされた支出（ケガをした従業員の給与など）がある場合には、それらの金額を経費とします。

※15 交通事故などによる損害があつて業務に従事できなかった場合に収益の補償として受け取る損害賠償金や慰謝料は、収入金額には含めません。所得税法上の非課税所得になります。

決算整理後の一覧表を作成する

売上などの収入、仕入や経費の金額を集計して、月別総括集計表、試算表、精算表などの一覧表にまとめます。金額に誤りがないかを確認します。

図表2 減価償却資産の取り扱い

取得価額（1単位）	取り扱い
10万円未満	取得価額をその年の必要経費にします。
10万円以上	原則として減価償却の対象になりますが、取得価額に応じてアかイを選択できます。
10万円以上 20万円未満	ア 一括償却資産として、取得価額の合計額の3分の1の額を3年間にわたって各年の必要経費にすることができます。
10万円以上 30万円未満	イ 一定の中小企業者である青色申告者が平成18年4月1日から令和8年3月31日までの間に取得した 少額減価償却資産 （アの適用を受けるものを除く）については、その年の必要経費にすることができます（取得価額の合計で年間300万円が限度※）。

※ 年を通じて業務を営んでいない場合は、300万円を12で割って業務を営んだ月数（端数切り上げ）を掛けた金額が限度額となります。

所得税等の
申告書が変わります

令和8年1月以後に提出する「所得税及び復興特別所得税の申告書」は、様式が変わります。記入方法は「令和7年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」などをご覧ください。詳しくは、国税庁ホームページ「所得税の確定申告」をご確認ください（下記）。

特定親族特別控除にかかわる欄の新設

第一表の所得から差し引かれる金額欄に**特定親族特別控除欄②④**が追加されました（図表1）。控除額は、特定親族の合計所得金額や人数に応じて異なります。それに対応し、第二表の配偶者や親族に関する事項欄に**特親欄**が追加されました（図表2）。

※特定親族とは、生計を一にする年齢19歳以上23歳未満の親族（配偶者、青色事業専従者、白色事業専従者を除く）で、合計所得金額が58万円超123万円以下の人をいいます。合計所得金額が58万円以下の人は特定扶養親族になり、扶養控除の対象になります。

図表1 申告書 第一表

所得から差し引かれる金額	住宅ローン控除		⑬	
	小規模企業共済等掛金控除		⑭	
	生命保険料控除		⑮	
	地震保険料控除		⑯	
	寡婦、ひとり親控除	区分	⑰ ～⑱	
	勤労学生、障害者控除		⑲ ～⑳	
	配偶者 (特別)控除	区分1	区分2	㉑ ～㉒
	扶養控除		区分	㉓
	特定親族 特別控除	区分	人数	㉔
	基礎控除		㉕	
	⑬から㉕までの計		㉖	
	雑損控除		㉗	

医療費控除	区分	㉘
寄附金控除		㉙
合	計	()

所得税の確定申告

<https://www.nta.go.jp/taxes/shiraberu/shinkoku/kakutei.htm>

※申告書や青色申告決算書などの様式、確定申告や決算の手引きは上記ページ内の「確定申告に関する様式等」に掲載されています。



定額減税にかかわる欄の削除
令和6年分申告書第一表にあった令和6年分特別税額控除欄④は削除されました。

図表2 申告書 第二表

○ 配偶者や親族に関する事項（㉒～㉔、㉖、㉗）

氏名	個人番号	続柄	生年月日	障害者	国外居住	特親	住宅
		配偶者	明・大 昭・平 明・大	障 特障	国外 年納		特備

令和7年分の 年末調整にご留意ください

従業員や青色事業専従者に支払う給与などは、その年最後の支給の際に、1年間の総支給額に対して納付すべき税額（年税額）を計算し、源泉徴収税額の合計額と比較して過不足額を精算する**年末調整**をします。

令和7年分の年末調整では、基礎控除や給与所得控除の見直し、特定親族特別控除の新設、控除対象となる扶養親族などの所得要件の引き上げなどの改正が適用されます（本誌令和7年6・7月合併号既報）。年税額が令和6年分と異なる場合や年税額より源泉徴収税額の合計額が多いために従業員などに還付する場合などが想定されます。

従業員などが記入する各種申告書も様式が変わりました。詳しくは、国税庁ホームページ「年末調整がよくわかるページ」（令和7年分）を「ご確認ください」（下図）。パンフレットや様式、年末調整計算シート（Excel）などが掲載されています。

なお、令和8年分以後の源泉徴収税額表が改正されました。給与などの支給額が令和7年と同じでも源泉徴収税額が変わる場合があります。ご注意ください。

年末調整がよくわかるページ（令和7年分）

<https://www.nta.go.jp/users/gensen/nencho/index.htm>



ID・パスワードの 新規発行停止について

国税庁のホームページ「確定申告書等作成コーナー」では、所得税や消費税の申告書などを作り、次のいずれかの方式により、e-Taxで電子申告することができます。

- ① 電子証明書があるマイナナンバーカードなどを使う「マイナナンバーカード」
- ② 税務署が発行するIDとパスワードを使う「ID・パスワード方式」

マイナナンバーカードの保有率（人口に対する発行件数）は約79・6%（令和7年9月末現在）となりました。オンラインで行政手続きができるマイナポータルも普及し、マイナナンバーカードを使って医療費控除や生命保険料控除のデータを取得することで、手書きや入力が必要になるマイナポータル連携の充実も進められています。

国税庁は、マイナナンバーカードを使ったe-Tax、マイナポータル連携をより進めるために、令和7年10月1日より、ID・パスワードの新規発行を停止しました。すでに「ID・パスワード方式」の届け出をした方は引き続き同方式を利用できますが、今後の対応については、国税庁から改めて発表される予定です。

マイナポータル連携の利用にはマイナナンバーカードが必要ですので、マイナナンバーカード方式への移行をご検討ください。

福島県連創立70周年 記念式典を開催



▲岸田文雄元内閣総理大臣・衆議院議員

福島県青色申告会連合会は令和7年10月20日、創立70周年記念式典を郡山市内で開催しました。来賓として仙台国税局課税第一部長、福島県知事、関係団体の代表者を迎え、約300名が出席しました。

会歌斉唱、物故者への黙とうが捧げられたのち、横田高太郎県連会長の式辞、会員増強・会計ソフトブルーリターンAの普及に貢献した会に表彰状（13会）、会に貢献した役員に感謝状（35名）が贈呈されました。続いて「小規模企業の発展を支える税制―地域経済の再生と未来の基盤を築くために―」と題して、岸田文雄元内閣総理大臣・衆議院議員の記念講演がおこなわれました。

シャープ勧告にもとづき昭和25年、青色申告制度が創設され、時を同じくして福島県内でも青色申告会が結成され始めました。

図表 福島県内の税連（会員数、管轄地域）

※会員数は令和7年4月1日現在、県下総計6,601名

福島県青色申告会連合会 (801名、福島市、伊達市、伊達郡)
二本松青色申告会連合会 (451名、二本松市、本宮市、安達郡)
郡山税務署管内青色申告会連合会 (1,782名、郡山市、田村市、田村郡)
須賀川青色申告会連合会 (500名、須賀川市、岩瀬郡、石川郡)
南会津青色申告会連合会 (339名、南会津郡)
会津若松税務署管内青色申告会連合会 (546名、会津若松市、耶麻郡のうち磐梯町・猪苗代町、河沼郡、大沼郡)
喜多方青色申告会連合会 (203名、喜多方市、耶麻郡のうち北塩原村・西会津町)
白河税務署管内青色申告会連合会 (617名、白河市、西白河郡、東白川郡)
いわき青色申告会 (650名、いわき市)
相双青色申告会連合会 (712名、相馬市、南相馬市、双葉郡、相馬郡)

昭和30年代には税務署単位の連合会が結成され、福島県青色申告会連合会が創立されたのは昭和31年2月でした。県下の会員数は県の人口に歩調を合わせて増えましたが、平成18年に人口が下降に転ずるとともに徐々に減少しています。

平成23年3月11日の東日本大震災は、福島県に甚大な被害をもたらしました。原子力災害の影響はことに大きく、相双青色申告会連合会の川内村、大熊町、双葉町、葛尾村、新地町の各会は今でも活動を停止しています。福島県連からは、災害損失を5年間繰り越せるようにすると税制改正要望が全青色に出され、運動の大きなテーマになりました。そして、令和5年度税制改正で特定非常災害により事業用資産に損失が生じたときに繰越期間を5年とする繰越損失控除が創設されました。

むずかしいをカンタンに！

会計ソフト **ブルーリターンA 2026**

ブルーリターンA（以下、BRA）
2026は、令和7年分の決算・申告用として税制改正や確定申告書の様式変更などに対応してご提供します。

BRA2026について

税制改正や様式変更への対応

令和7年分の所得税から適用される次の税制改正と様式変更に対応します。

- 基礎控除の見直し
- 給与所得控除の見直し
- 扶養親族などの所得要件の見直し
- 特定親族特別控除の創設
- 申告書の様式変更（7ページ参照）

特定親族特別控除は、親族に関する事項欄に19歳以上23歳未満の親族の情報が入力された時、控除額算出の条件である合計所得金額の選択を求めます。

機能改善について

ご所属の青色申告会でBRA会計データの確認などを受ける際に使用する「指導相談メモ機能」（BRAメインメニューのサポート）を改修します。これまでの指導相談内容のメモを入力できる機能に加えて、あらたに請求書や領収書のPDFファイルなどを添付し、参照できる機能を搭載します。

会計データお預かりサービスのご提供

令和7年11月、会計データお預かりサービス（本誌令和6年12月・令和7年1月合併号既報）の提供を始めました。本サービスを利用する方は、日常取引入力などで会計データを更新した後にBRAを終了すると、自動的に会計データがクラウド上のデータセンターへアップロードされます（図表）。

図表 会計データお預かりサービス



常に最新の会計データがデータセンターに保管されますので、パソコンが故障するなどしてパソコン内の会計データが消失したとしても、データセンターから会計データをダウンロードできます。会計データお預かりサービスのご利用には、BRAスタートメニューで「インターネット環境でご利用」を選択のうえ、「新たな保守契約」の締結が必要です。詳しくはご所属の青色申告会にご確認ください。

図表 専用広告ページ

※全世帯に、全国青色申告会加盟店あり

確定申告が不安な個人事業主必見

東京都の
青色申告会が対面で
丁寧にサポート
いたします。

標準の基本から会計ソフトを
利用した節税方法まで、
ぜひご相談ください。

会費 1,000円～
入会費 1,000円～



※会費及び入会費は、お住まいの都道府県の協会によって異なります。
詳しくはお問い合わせください。

実施都道府県 東京都、神奈川県、千葉県、茨城県、群馬県、新潟県、北海道、宮城県、福島県、青森県、山形県、愛知県、静岡県、三重県、岐阜県、福井県、広島県、香川県、愛媛県、徳島県、高知県、福岡県、熊本県、大分県、宮崎県

Web広告とは、インターネット検索する語句に応じて広告を表示するリスティング広告や、インスタグラムなどのSNSに広告を表示するSNS広告などの総称です。入会問い合わせ用の入力フォームに誘導する都道府県の専用広告ページ（図表）で青色申告会をアピールします。広告にはモデルの小杉怜子さんを起用しました。若年層やインターネット上で事業を営む個人事業主への広報を図ります。

全青色では、昨年実施した入会を勧奨するWeb広告を拡大し、令和7年11月から12月までおこないます。

青色申告会のWeb広告を実施

退職金の準備を中小機構がお手伝いします

安心 安全 国がつくった

小規模企業共済

こんな悩みにお応えします

年金に不安を感じたら

無理のない月額で積立をしたい

制度の特長

①

経営者のための
退職金制度

②

掛金は
全額所得控除

③

受取時も
税制メリット

他にもこんな特徴があります。

- ・月々の掛金は1,000円から
- ・契約者貸し付けの利用が可能
- ・共済金の受給権は差押禁止

共済相談室 TEL. 050-5541-7171 【受付時間】平日 9:00~17:00

オンラインで加入申込み受付中

加入後の一部手続きもオンラインで可能。

掛金払込証明書の電子交付、掛金月額の増額減額、
住所等の変更 など

小規模企業共済制度の詳細内容は

2次元コード又はホームページからご確認ください。

小規模共済

検索



Be a Great Small.
中小機構

2025.9

令和7年12月1日発行(毎月1日発行)
令和4年9月13日 第3種郵便物認可
BLUE
RETURN
第74巻第12号・第75巻第1号
〒101-0062 東京都千代田区神田駿河台2-9
電話 03-3294-2301(代)
定価44円(税別)
(原則消費税を含む)



青色申告会の会計ソフト

ブルーリターン



多くの会員の皆様にご利用いただくパソコン会計ソフトです

**優良な電子帳簿保存かe-Taxによる電子申告で
青色申告特別控除65万円を適用しましょう**

優良な電子帳簿保存なら過少申告加算税の軽減特例も適用

優良な電子帳簿保存の要件を満たす会計ソフトであるJIIIMA認証を取得



ポイント 所得税申告書・青色申告決算書をかたん作成、そのままe-Tax送信

ポイント 消費税申告書・付表も2割特例などの特例措置に対応して作成

ポイント 会計データお預かりサービスでクラウドサーバーにデータを保全



青色申告会の
安心サポート

充実機能で
使いやすい

初めてでも安心の
かんたん操作

ブルーリターンA公式ホームページから
無料体験版やパンフレットをチェック

ブルーリターンA **検索**

<https://www.bluereturna.jp>



解説動画はこちら

ソフト購入のご相談やお申し込みは、ご所属の青色申告会まで